

周 建 指 第 6 8 1 号  
令和2年（2020年）2月6日

山口県都市計画審議会  
会 長 鳩 心 治 様

周南市長 藤井 律子

## 周南都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

周南都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

### 記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

#### 1 敷地の位置

- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 地名地番      | 山口県周南市大字栗屋字奈切 50-13、50-38、50-39、50-40 |
| (2) 用途地域      | 工業地域                                  |
| (3) 防火地域      | 指定なし                                  |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第22条区域                           |

- 2 設置者 山口県周南市平和通1丁目26番地 洋林建設株式会社 代表取締役 松江 卓郎
- 3 用途 産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 10,115.18 m<sup>2</sup>
- 5 建築面積 1,353.47 m<sup>2</sup>
- 6 延べ面積 1,528.52 m<sup>2</sup>
- 7 建物概要 鉄骨造2階建て1棟、鉄骨造平家建て3棟
- 8 処理能力 破砕処理施設：がれき類 480.00t/日
- 9 周囲の状況

当該敷地は、JR山陽本線 櫛ヶ浜駅から南西側に直線距離で約2.5キロメートル、徳山東インターチェンジから約6キロメートルの距離に位置し、太華山の山麓に造成されている企業団地内に設置されるものです。

10 諮問の理由

当該施設は、産業廃棄物のがれき類を破砕処理する産業廃棄物処理施設で、当該施設で破砕処理されたがれき類は、再生路盤材、再生骨材として再資源化するもので、循環型社会の形成にも資するものです。

この施設は、建築基準法第51条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書の規定を適用しようとするものです。